

# 農業委員会からのお知らせ

## ～農地の転用について～

### 転用の許可

農地を転用(農地以外のものにすることをいいます。)する場合は、農地法第4条または第5条による許可が必要です。

【農地法第4条】 自分の農地に自分の住宅や店舗などを建てるため、農地以外の地目にする場合

【農地法第5条】 他人の農地を取得または借りて農地以外の地目にする場合

#### ■許可権者

2ヘクタール以下の農地転用：町農業委員会

2ヘクタールを超える農地転用：秋田県知事



### 申請に必要な書類

添付書類	備考
登記事項証明書(全部事項証明) ※原本	転用面積は原則として登記面積になります。
公図 ※原本	
位置図(案内図)	申請地の位置がわかる地図(住宅地図等の写しでも可)
配置図	建物、駐車場、通路、雪捨て場等の面積の内訳を表示します。
立面図、平面図	建物の場合に必要です。
農業振興地域整備計画の除外認可通知書	町農政課より発行
関係土地改良区の意見書	申請地が土地改良区の区域内にある場合
・定款または寄付行為の写し ・法人の登記事項証明書 ※原本 ・印鑑証明書 ※原本	法人の場合
住民票	町外に住所を有する方
その他、必要と認める書類	建物、施設、事業により必要な場合がありますので、農業委員会事務局へ確認してください。

### 農業振興地域内の農地等(農用地区域)

美郷町では「美郷町農業振興地域整備計画」を策定しており、この計画の中で、将来にわたって農地を守り、農業を効率よく行うための区域を「農業振興地域内の農地等(農用地区域)」として指定しています。

農用地区域に指定されている農地については、原則的に転用は許可されません。

やむを得ず転用する場合は、当該農地を農用地区域の指定から除外する手続きを行った後、農地法第4条または第5条に基づく申請をしてください。

※農用地区域の指定からの除外手続きについては、美郷町役場農政課(☎0187-84-4908)へお尋ねください。

★申請を受理した後、農業委員による現地調査を経て許可の可否が農業委員会総会において審議されます。

★農業委員会が許可権者となる案件でも、審議結果の妥当性について秋田県農業会議への諮問が行われます。

問い合わせ ● 町農業委員会事務局 農地調整班 ☎0187(84)4913

# 美郷町ホームページをご利用ください!

<http://www.town.misato.akita.jp>

秋田県美郷町

検索



町では、さまざまな業務や行事について、新着情報や役立つ情報をホームページで公開しています。美郷町のことで分からないことや疑問や興味がある方は、ぜひ、美郷町ホームページをご利用ください。

## 検索バー「美郷ナビ」

お問い合わせの多い内容や、関心の高い事柄について、ホームページ内にある検索バー「美郷ナビ」で簡単に検索ができます。

始めに左のカテゴリを選択すると、右側のほうにより細かなカテゴリが展開されていきます。



NEW!

## 美郷町公式 Facebook & Twitter

美郷町公式ソーシャル・ネットワーキング・サービスでは、町のイメージキャラクターである「美郷のミズモ」が町のイベントや情報をお知らせしています。

Facebookページに加え、1月から新たに美郷のミズモ公式Twitterがスタートしました。ぜひ、ご覧ください。

美郷のミズモ(公式) Twitter

<https://twitter.com/misatonomizumo?lang=ja>

問●町商工観光交流課 観光班 ☎0187(84)4909

美郷町公式Facebookページ「美郷のミズモ」

<https://www.facebook.com/misatonomizumo/>

問●町総務課 秘書広報班 ☎0187(84)1111



Twitter



Facebook

## 美郷町観光ガイドアプリ

町の観光情報や飲食店、商店などの情報を幅広く発信していくため、スマートフォン向けの観光ガイドアプリを配信しています。

このアプリには、観光情報などが見られるパンフレットのような機能や、美郷のミズモが行きたい場所まで案内してくれるナビゲーション機能などがあります。

掲載内容については、下記の観光ガイドアプリ特設ページでもご覧になれます。(美郷町ホームページのトップページにもリンクがあります。)

ぜひダウンロードして、美郷町を探索してみませんか。

観光ガイドアプリ特設ページ

<http://www.town.misato.akita.jp/app/app.html>

問●町商工観光交流課 観光班 ☎0187(84)4909

